OSA通信 ＝第139号＝

2024.7.31
長掛栄一税理士事務所
【不定期発行】

★特定の事業用資産の買換え特例の令和５年度改正と届出書の提出（新設）

令和5年度の税制改正において、「特定の事業用資産の買換え特例」について、課税の繰延割合が変更されただけでなく、一定の届出書の提出が追加されました。そして、その新設された届出書の最初の提出期限が令和６年8月末日に到来します。そこで今回はその新設された届出書について国税庁の発表をもとにご案内します。（若林茂）

◎特定の事業用資産の買換え特例の概要

「特定の事業用資産の買換え特例」とは、一定の事業用資産を譲渡し、一定の買換資産を取得した場合にはその譲渡益のうち一定割合の課税が繰り延べられるという制度です。

これは、買換えにより事業が継続しており事業用資産を組み替えたにすぎず、また、買換資産の取得のために資金を使っていることから担税力などを考慮して課税を先送りにすることを認める税制上の優遇処置です。

◎令和５年度改正による届出書制度の新設

① 提出対象者

同一年内に「譲渡資産の譲渡」と「買換資産の取得」をした場合にこの規定の適用を受ける予定の方

※令和６年4月1日以後に「譲渡資産の譲渡」をし、かつ、同日以後に「買換資産の取得」をする方が対象となります。

② 提出時期

「譲渡資産の譲渡の日」又は「買換資産の取得の日」のいずれか早い日を含む三月期間の末日の翌日から2か月以内に提出

※三月期間とは、1/1～3/31、4/1～6/30、7/1～9/30、10/1～12/31の各期間をいいます。

譲渡の日（又は取得の日）	提出期限
1/1～3/31	5月末日
4/1～6/30	8月末日
7/1～9/30	11月末日
10/1～12/31	翌年2月末日

③ 提出する書類

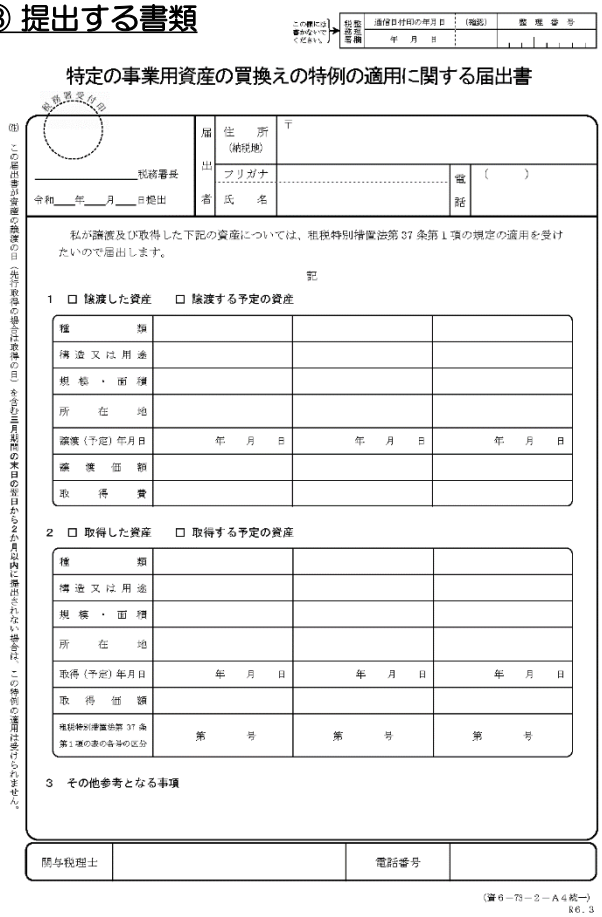

この欄には書かないでください。 税務署処理欄 通信日付印の年月日 年 月 日 （確認） 整理番号

特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書

税務署受付印

税務署長
令和 年 月 日提出

届出者 住所（納税地） 〒
フリガナ
氏名
電話 （ ）

私が譲渡及び取得した下記の資産については、租税特別措置法第37条第1項の規定の適用を受けたいので届出します。

記

1 □ 譲渡した資産 □ 譲渡する予定の資産

種類			
構造又は用途			
規模・面積			
所在地			
譲渡（予定）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
譲渡価額			
取得費			

2 □ 取得した資産 □取得する予定の資産

種類			
構造又は用途			
規模・面積			
所在地			
取得（予定）年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
取得価額			
租税特別措置法第37条第1項の表の各号の区分	第 号	第 号	第 号

3 その他参考となる事項

関与税理士 電話番号

(注) この届出書が資産の譲渡の日（先行取得の場合は取得の日）を含む三月期間の末日の翌日からなる2か月以内に提出されない場合には、この特例の適用は受けられません。

（財6－73－2－A4統一）
R6.3

◎まとめ

改正前は届出書なしに確定申告において譲渡資産と買換資産を特定してこの特例の適用を受けることができました。そのため、複数の譲渡・取得資産から組み合わせを事後的に選んでこの特例の適用を受けるという本来の趣旨とは異なるケースがあったため、届出書が新設されたようです。

今回の改正により、たとえ当初からこの特例の適用を受けるつもりで譲渡・取得を行っていたとしても、この届出書を提出期限内に提出していなかった場合には確定申告時期になっていくら申告書に記載しても適用を受けることができなくなってしまいました。例えば、令和6年の4月1日に事業用資産を譲渡し、令和6年中に買換資産を取得して特例の適用を受けるつもりだが、まだ取得していないというケースでも令和6年8月末日までに届出書の提出が必要となるのでご注意ください。

Copyright 2024 Eiichi Osakake Certified Tax Accountant Office. All rights reserved.